

道の駅「くしま」 だより

道の駅「くしま」

来駅者数
50万人突破！



指定管理者
株式会社 海山社中
代表取締役社長
ほりぐち かずき
堀口 一樹さん



駅長
えがき りゅういち
江崎 隆一さん

おかげさまで50万人を突破いたしました。これもひとえにご来駅いただいております皆さま並びに日頃、出荷していただいている出荷者協議会の皆さまのおかげと感謝申し上げます。

昨年のプレオープンから約1年半さまな媒体を用いて情報発信を行ってきました。テレビやラジオなどのメディア戦略もうまくいっているものと確信しております。

これからも“くしま”をとことんPRしていきます。

まだまだ道半ば、これからお越しいただくたくさんのお客さまの充実した時間の創出のためにもよりよい道の駅づくりに努めてまいります。

問 道の駅「くしま」 ☎72-0800

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象＝遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時＝10月2日(日)午前8時～正午
- 場所＝日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他＝予約制のため、平日に事前の電話予約が必要です(午前8時半～午後5時)。

問 日南公証役場
☎23-5430



②行政相談

- 相談対象＝行政に対する意見や要望、相談など
- 日時・場所＝P22をご覧ください。

問 市民生活課生活環境係
☎72-1356

③法律相談

- 相談対象＝ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時＝10月17日(月)午後1時～終了次第(要予約)
- 場所＝市総合保健福祉センター
問 市社会福祉協議会 ☎72-6943



④人権相談

- 相談対象＝セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所

- ①10月3日(月)午前10時～午後3時
市役所地下D会議室
- ②11月14日(月)午前10時～午後3時
市木支所
- 問 総務課総務係 ☎72-4557



⑤年金相談

- 相談対象＝高齢、障害、遺族などの年金請求および相談

●日時・場所

- ①10月6日(木)午前10時～午後3時
市役所1階A会議室
- ②11月2日(水)午前10時～午後3時
市役所1階A会議室

- その他＝事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。

※予約受付時間＝平日午前8時半～午後5時15分

問 市民生活課市民係 ☎72-1117
都城年金事務所
☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象＝消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時＝10月18日(火)午前10時～午後3時

- 場所＝市民生活課市民相談室

- その他＝事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。

問 日南申間消費者生活センター
☎23-4390

年金 トピック

ご相談ください 「障害年金について」

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金(1、2級)」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金(1、3級)」が請求できます。

●受給要件(すべてに該当することが必要)

- ①国民年金または厚生年金加入期間である間に、障がいの原因となった傷病の初診日があること。
- ②障がいの状態が、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日または、1年6カ月以内に症状固定した日)において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。
- ※障害者手帳とは障害等級の判断基準が異なります。

③保険料の納付要件を満たしていること。

- どのような手続きがいるの？
障害基礎年金の請求先は申間市役所市民生活課、障害厚生年金の請求先は都城年金事務所です。請求手続きには、初診日を証明できるものや診断書などの添付書類が必要となります。必ず事前にご相談ください。相談の際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと本人確認書類をお持ちください。

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117(内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571